

○大町町障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱

(平成19年8月24日規程第9号)

改正 平成27年12月25日規程第36号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自動車運転免許を取得しようとする障害者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、障害者の社会参加と自立更生の促進を目的とする。

2 前項の補助金については、大町町補助金等交付規則（平成6年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 この事業の補助を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、別表に該当する者
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第88条に定める運転免許取得資格のある者
- (3) 申請者が属する世帯の生計中心者が、市町村民税非課税であること

(申請)

第3条 補助を受けようとする者は、大町町障害者自動車運転免許取得費補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(補助金の決定)

第4条 町長は、補助金交付申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、大町町障害者自動車運転免許取得費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(請求等)

第5条 前条の規定により、補助金の決定を受けた者は、大町町障害者自動車運転免許取得費補助金交付請求書（様式第3号）により、自動車運転免許の取得に係る補助金を請求するものとする。

2 前項の請求書には自動車運転免許の取得に要した費用の領収書、運転免許証の写し及び町長が必要と認める書類を提出するものとする。

(補助金の返還)

第6条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金の全部又はその一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、自動車教習所等で訓練を受けて自動車運転免許を取得した者一人につき、1回のみ10万円を限度として支給する。

(事務費の委託等)

第8条 補助金の決定を受けた者が、県身体障害者団体連合会が自動車運転免許教習委託契約している学校等を利用する場合は、町長は県身体障害者団体連合会に事務費を支払うものとする。なお、この場合、県身体障害者団体連合会は、申請者に対して自動車運転免許取得に係る支援を行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則(平成27年12月25日規程第36号)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別表(第2条関係)

[別紙参照]

様式第1号

[別紙参照]

様式第2号

[別紙参照]

様式第3号

[別紙参照]